

保護者 様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い変更について

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なる御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱いについて、以下のとおり変更いたしますので、よろしくお願いします。

記

1 変更内容

(1) 児童生徒に風邪症状がある場合

【今までの対応】 「出席停止」とします。

ただし、病院を受診して抗原検査等で陰性の判定がでた場合または医者から新型コロナウイルス感染症ではない旨の診断を受けた場合、且つ、症状が軽度の場合は登校を可とします。



【変更後の対応】

- ・発熱の症状がある場合は、該当児童生徒を「出席停止」とします。
 - ・発熱以外の風邪症状（鼻水、咳、喉の痛み 等）により学校を休む場合は、「病欠」
とします。
- ※症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は登校を可とします。

(2) 学校で児童生徒が風邪症状の体調の変化が生じた場合

【今までの対応】 早退させ、「出席停止」とします。

ただし、病院を受診して抗原検査等で陰性の判定がでた場合または医者から新型コロナウイルス感染症ではない旨の診断を受けた場合は、当日の出欠の記録は「早退」とし、翌日の症状が軽度の場合は登校を可とします。



【変更後の対応】

- ・発熱の症状の場合は、早退させて該当児童生徒を「出席停止」とします。
- ・発熱以外の風邪症状（鼻水、咳、喉の痛み 等）の場合、症状が軽度で他への感染リスクが低い場合は教育活動を継続し、症状が重度で他への感染リスクが高い、もしくは教育活動の継続が困難な状況のときは「早退」させます。出席簿等の扱いは「早退」となります。

上記の対応変更は、**発熱については、原則、「出席停止」とし、発熱以外の風邪症状については、平時の対応**に戻すこととなります。御理解の程、よろしくお願いいたします。

2 変更時期

令和3年12月1日より変更します。